相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区仁和寺街道御前通東入鳳瑞町二二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮井　さき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十七日

大阪府大阪市中央区南船場一丁目一一番九号長堀八千代ビル七階　波多野司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　波多野省吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市桜島西道町六三九番地、最後の住所大阪市西淀川区大和田二丁目六番八―一〇〇四号　被相続人　亡　松元　崇浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十七日

大阪府豊中市新千里東町一―二―四信用保証ビル六階　相続財産管理人　弁護士　宮下幾久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県揖保郡太子町鵤一〇五五番地二五、最後の住所兵庫県揖保郡太子町鵤一〇五五番地二五　被相続人　亡　西山　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十七日

兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊井　公策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島市八万町夷山二八九番地一五、最後の住所徳島市八万町夷山二八九番地の一五　被相続人　亡　福田　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十七日

徳島市新蔵町一丁目一九番地坪井ビル三階　本田守法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本田　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鹿島市大字音成乙四八〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松川　文博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十七日

佐賀県鹿島市大字納富分二六一五番地三　司法書士法人アドヴァンス鹿島事務所　相続財産管理人　司法書士　西山　善行

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社ニッセンユービスト友の会

二、代表者の氏名　堀井　哲治

三、主たる営業所の名称及び所在地　本店　京都市南区吉祥院西ノ茶屋町七九番地

四、許可年月日　昭和六十年三月十二日

許可失効年月日　平成二十九年五月三十一日

五、営業保証金又は前受業務保証金の額

①　営業保証金の額　金十万円

②　前受業務保証金の額　金一千二百三十万円

六、前号の営業保証金又は前受業務保証金について、法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を近畿経済産業局長に提出してください。

七、前号の申出書の提出がないときは、第五号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十九年十一月十七日

京都市南区吉祥院西ノ茶屋町七九番地　株式会社ニッセンユービスト友の会　代表取締役　堀井　哲治

任意清算公告

当社は解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月十七日

福島県いわき市錦町鈴鹿五一番地　合資会社山勢商店　代表社員　山野邊誠一

債権申出の公告（第二回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十九年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号　アセットマネジメントＯｎｅ株式会社　確定給付企業年金　清算人　小松みのり

債権申出の公告（第二回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十九年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号　アセットマネジメントＯｎｅ株式会社（旧新光投信株式会社）確定給付企業年金　清算人　小松みのり

第20期決算公告

平成29年11月17日

名古屋市港区藤前二丁目205番地9
日本物流ネットワーク名阪株式会社
代表取締役　田籠　武

貸借対照表の要旨
（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	118,433	流動負債	55,634
固定資産	23,076	固定負債	19,968
		株主資本	65,906
		資本金	45,850
		利益剰余金	20,056
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	19,856
		（うち当期純利益）	(2,478)
資産合計	141,509	負債・純資産合計	141,509

＊平成29年4月1日、日本物流ネットワーク名阪株式会社に合併し解散する前の、大阪物流サービス株式会社（本店　大阪市西淀川区中島二丁目9番133号）の貸借対照表です。

第35期決算公告

平成29年11月17日

名古屋市港区藤前二丁目205番地9
日本物流ネットワーク名阪株式会社
代表取締役　田籠　武

貸借対照表の要旨
（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	214,578	流動負債	166,876
固定資産	418,716	固定負債	400,070
		株主資本	66,348
		資本金	23,960
		利益剰余金	42,388
		利益準備金	308
		その他利益剰余金	42,080
		（うち当期純利益）	(10,674)
資産合計	633,294	負債・純資産合計	633,294

＊平成29年4月1日、大阪物流サービス株式会社（本店　大阪市西淀川区中島二丁目9番133号）を合併する前の日本物流ネットワーク名阪株式会社の貸借対照表です。